

### <容器等への表示について>

Q8:「ニッケル化合物」や「砒素化合物」を含有する製剤その他の物に関しては、容器等への表示に記載する含有量は、製剤中の「ニッケル化合物」又は「砒素化合物」の含有量を記載するのですか?それとも、「ニッケル」又は「砒素」に換算した含有量を記載するのですか?

A:含有量を記載する際には、換算は行わず、製剤中の「ニッケル化合物」又は「砒素化合物」の含有量を記載してください。

Q9:鉱石の中のニッケル化合物や砒素化合物については、化合物の種類や含有量がロットによって異なったり、化合物の種類や含有量を分析することが困難な場合があります。このような場合には、表示において含有量をどのように記載すればよいですか?

A:鉱石等の天然物等であって、上記のような困難性がある場合には、ニッケル化合物は「ニッケル」に換算して、砒素化合物は「砒素」に換算して含有量を記載しても構いません。

Q10:砒素又はその化合物を含有する半導体や半導体基板については、容器等への表示が必要ですか?

A:労働安全衛生法では、「主として一般消費者の生活の用に供される製品」は、表示やMSDS交付の対象外であり、この解釈として、「労働者による取扱い過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品」も含まれることが示されています。このため、半導体や半導体基板の容器等への表示は不要です。

### <作業環境測定について>

Q11:ニッケル化合物、砒素及びその化合物の作業環境測定の方法を教えてください。

A:作業環境測定の方法は、パンフレット巻末の関係法令(作業環境測定基準)を参照してください。

Q12:ニッケル化合物、砒素及びその化合物の作業環境測定を行うには、作業環境測定士や作業環境測定機関として何号の登録を受けている必要がありますか?

A:法令に基づいてこれらの物質の測定を行う場合には、作業環境測定士又は作業環境測定機関として、作業環境測定法施行規則別表の第4号の登録を受けている必要があります。

### <健康診断について>

Q13:ニッケル化合物、砒素及びその化合物の特殊健康診断の項目を教えてください。

A:特殊健康診断の項目は、パンフレット巻末の関係法令(特定化学物質障害予防規則の別表第3(一次健康診断の項目)及び別表第4(二次健康診断の項目))を参照してください。

Q14:健康診断項目のうち「作業条件の簡易な調査」とはどのようなものですか?

A:労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の健診以降の作業条件の変化、環境中の当該物質の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、当該物質の発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、問診等により調査するものです。

### <燻蒸作業への規制について>

Q15:ホルムアルデヒドによる燻蒸作業はどのような場合に行われているのですか?

A:動物検疫(毛皮、羽毛等を輸入した場合の検疫)や、医療機関や試験研究機関で細菌やウイルスを殺滅するために行われています。なお、医療機関においてホルムアルデヒド燻蒸が行われるのは、特殊な感染症の患者を治療した場所等を消毒する場合などに限定されます。

Q16:医療機関や試験研究機関でホルムアルデヒドのガスによる燻蒸作業(消毒作業、滅菌作業を含む。)を行う場合、特化則第38条の14の規定はすべて適用されるのですか?

A:同条第1項第1号～第6号の規定(共通的な措置)は、医療現場等でも適用されます。第7号以降の措置については、実施する燻蒸作業の種類が条文に記載されている作業に該当する場合のみ適用されます。

Q17:医療機関で小型のホルムアルデヒド消毒・滅菌設備(労働者が内部に立ち入ることのないもの)を用いて消毒・滅菌作業を行う場合、特化則第38条の14に基づく対策が必要ですか?

A:このような場合には、特化則第38条の14ではなく、第5条に基づく発散抑制措置が必要です。

消毒・滅菌設備自体が密閉設備に該当する場合がありますが、消毒・滅菌設備へのホルムアルデヒドの補給時や、消毒・滅菌後に設備を開放する時にホルムアルデヒドが発散する場合には、局所排気装置の設置等も必要です。